

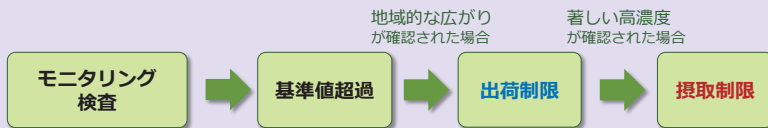
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がり確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

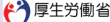
- 地域的な広がり確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1か月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下など。



※食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。
 基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置がとられます。
 ※出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性がありますので、頻りに食べることは避けてください。

厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について(概要)」より作成 

基準値を超える放射性物質が検出された食品については、状況に応じて、出荷や摂取の制限が行われます。

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が定めたガイドラインに基づき、地方自治体において検査計画を策定し、実施されています。このガイドラインにおいては、過去の検査結果から放射性セシウムの検出レベルの高い食品（野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉など）などを重点的に検査することを定めています。

検査の結果、基準値を超えた場合は、その食品の回収・廃棄が行われるとともに、それが地域的な広がりをもって認められた場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が地域や品目を指定して出荷制限の指示を行います。

また、著しい高濃度の値が検出された品目については、その品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定することとされています。

（政府広報オンライン「各都道府県等が検査を行い、必要に応じ出荷制限を行います」
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html> 及び原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」2015（平成27）年3月20日に基づき作成）

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・4章 QA30 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは、どうなっていますか
- ・4章 QA72 家庭菜園で作った野菜など、自己消費する食品についても基準値は適用されるのでしょうか